

介護サービス事業者 様

横須賀市福祉部指導監査課長

指定通所介護事業所等における、はり師、きゅう師の資格により機能訓練指導員の職務に就く者について（通知）

日頃より、本市福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成30年度介護報酬改定に伴い、指定通所介護事業所等の機能訓練指導員の確保を推進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格に、一定の実務経験を有する「はり師」、「きゅう師」が追加されました。

また、「一定の実務経験を有する」とは、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。」とされていることから、「はり師」及び「きゅう師」の資格により、指定通所介護事業所等の機能訓練指導員の職務に就く者に対しては、資格証明書の写しの保管及び上記実務経験を有していることを確認できるよう、別紙「実務経験証明書」等の作成により適切に管理を行うとともに、雇用契約書、労働条件通知書等により、機能訓練指導員として従事する旨を明確に位置付けてください。

【対象サービス】

通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【参考】平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（平成30年3月22日）

○個別機能訓練加算、機能訓練体制加算について

【問32】

はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件となる、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験」について、その実務時間・日数や実務内容に規定はあるのか。

【答】

要件にある以上の内容については細かく規定しないが、当然ながら、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導員として実際に行う業務の頻度・内容を鑑みて、十分な経験を得たと当該施設の管理者が判断できることは必要となる。

【問33】

はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有することをどのように確認するのか。

【答】

例えば、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導に従事した事業所の管理者が書面でそれを証していることを確認すれば、確認として十分である。

事務担当 横須賀市福祉部指導監査課

指導監査第1係 電話 046 (822) 8162

指導監査第2係 電話 046 (822) 8393

FAX 046 (827) 0566

(別紙)

(参考様式) 【はり師・きゅう師の資格の機能訓練指導員用】

実務経験証明書

平成 年 月 日

(あて先)横須賀市長

(証明者)

法人名	
事業所名	
氏名及び職名 (事業所管理者又は法人代表者)	印
電話番号	

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	S・H 年 月 日 生
施設又は事業所名	
所在地	
施設種別 (注1)	
業務期間 (注2)	年 月 日 ～ 年 月 日 (通算 年 ヶ月)
上記期間内に当該事業所に配置された機能訓練指導員の資格	
業務内容 (注3)	

注1「施設種別」は具体的に通所介護、介護老人福祉施設等を記入してください。

注2「業務期間」欄は、実務経験被証明者が機能訓練指導に従事していた期間を記入してください。

(例えば、事務・経理や送迎運転等は含まれません。)。また原則として証明日までの期間として下さい。

注3「業務内容」欄は、実務経験被証明者の本来の業務について、具体的に〇〇施設生活相談員、老人〇〇センター介護職員、〇〇老人ホーム看護職員等と記入してください。